

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
現場技術業務共通仕様書例 第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1－1 条 ～ 第 1－8 条 〔略〕 第 1－9 条 打合せ等 1～3 〔略〕 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹<u>「ウィークリースタンス」</u>※²に努める。 ※¹ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。 なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることを行う。 <u>※²ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u> 第 1－10 条 〔略〕 第 1－11 条 業務実績データの作成及び登録 1 受注者は、業務請負代金額が <u>200</u> 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、A G R I S 上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 2 〔略〕 第 1－12 条 ～ 第 1－31 条 〔略〕 参考 現場技術業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 〔略〕	現場技術業務共通仕様書例 第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1－1 条 ～ 第 1－8 条 〔略〕 第 1－9 条 打合せ等 1～3 〔略〕 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることを行う。 <u>[新設]</u> 第 1－10 条 〔略〕 第 1－11 条 業務実績データの作成及び登録 1 受注者は、業務請負代金額が <u>100</u> 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、A G R I S 上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 2 〔略〕 第 1－12 条 ～ 第 1－31 条 〔略〕 参考 現場技術業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 〔略〕